

【中間検査手数料算定例】

（算定例１） １階壁及び２階床の配筋完了時点で中間検査を必要とする場合
→ １階及び２階の床面積の合計

（算定例２） 木造住宅等の小屋組み完了時点で中間検査を必要とする場合
→ 全ての階の床面積の合計

（共通事項）

- ・ 地上部分と構造的に一体となる地下室がある場合は、面積に算入されます。
- ・ １階部分の一部が車庫等の併用用途になっている場合も面積に算入されます。
- ・ 別棟になる地下車庫や物置等は検査対象外のため、面積に算入されません。